

## きぼう利有委第1回 資料1-4

### きぼう利用推進有識者委員会の運営について（案）

平成27年3月8日

きぼう利用推進有識者委員会

きぼう利用推進有識者委員会（以下「委員会」という。）の運営に関しては、以下のとおりとする。

#### 1. 議事

- (1) 委員会は、委員及び議事に関係のある専門委員・臨時委員の半数以上の出席をもって成立とする。
- (2) 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある専門委員・臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによるものとする。

#### 2. 議事のカテゴリ

審議事項とは、委員会として何らかの決定を必要とする事項とする。

討議事項とは、委員会として意見集約を必要とする事項とする。

報告事項とは、事務局等より委員会に説明を必要とする事項とする。

#### 3. 議事録の作成

事務局は委員会終了後議事録案を作成し、メール等により出席委員に諮った上で、次回委員会において承認を得ることとする。議事概要は後日原則として公開するものとし、公開する場合には無記名とする。

#### 4. 電子メール等による審議等

緊急に構成員のコメント等を求める必要があるものの、委員会を開催することが日程的に困難な場合には、委員長の了解を得た上で、電子メールまたは郵便等の手段により、委員にコメント等を求めることができる。その取りまとめ結果等については、次回の委員会において報告を行うこととする。

#### 5. 関係者の出席等

- (1) JAXA 役職員は必要に応じ、本委員会を傍聴できるものとする。
- (2) 以下に所属する関係者は必要に応じて傍聴できるものとする。
  - ・ 文部科学省
  - ・ 委員会の事務局を支援する団体

以上